

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

1 申請の方法

法第14条の2に基づき予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合、すべての製造所等を含め事業所単位に一の予防規程として認可申請することができるものであること。予防規程としては該当する個々の製造所ごとに作成するよりは、むしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所単位に一の予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。（S40.11.2 自消丙予発第178号通知）

2 申請書の記載方法

- (1) 製造所等の別は、事業所の代表的な1の製造所等を記載し、その施設の名称及び許可番号を併記すること。
- (2) 危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数は、上記(1)により記載した製造所等について記載すること。
- (3) 上記(1)、(2)で記載した製造所等以外は、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。
- (4) その他、第1節5に準じて記入すること。

3 認可の基準

- (1) 予防規程の認可は、記載内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合しているか否かをその判定の基準とすること。
- (2) 予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないこと。
 - ア 基本的事項が明確でないとき。
 - イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき。
 - ウ その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。
- (3) 予防規程の認可にあたって、製造所等の存する事業所の社内規定が消防法上の予防規程制定（変更）認可申請規定の要件を満たしていれば、当該社内規定を予防規程として認可することができるものであること。ただし、予防規程制定又は変更の認可後に、予防規程の制定が必要若しくは不要となった施設が生じた場合であって、当該予防規程を変更することなく、これら施設に当該予防規程を適用若しくは除外しようとするときは、その旨を届出ることをもって足りるものであること。

4 予防規程の内容

予防規程は、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各項目について定めること。ただし、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類若しくは数量又は製造所等の施設、人員その他の状況により、火災の予防上支障がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。
- (2) 予防規程の改廃の手続及び取扱いの方法に関すること。

第 2 章 申請手続き及び方法

第 7 節 予防規程制定（変更）認可申請

- (3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。
- (4) 請負業者等社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。
- (5) 移送取扱所のうち、法第 12 条の 5 の規定による応急措置について市町長(広域連合長)と協議した事項に関すること。
- (6) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することとして、次の事項を定めること。(H10. 3. 13 消防危第 25 号通知ほか)
 - ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の体制
 - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - エ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
 - カ 監視等を行う危険物取扱者等の職務
 - キ 顧客自らの給油作業時等の取扱い基準
- (7) 24 時間営業を行う給油取扱所にあつては、夜間の保安体制及び業務の引継ぎ等に関すること。
- (8) 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について
 - (H17. 10. 26 消防危第 245 号通知、H30. 3. 30 消防危第 44 号通知)
 - ア 単独荷卸しの対象となる施設等
 - (ア) 単独荷卸しの対象となる施設
 - 単独荷卸しを行うことができる危険物施設は、次に掲げる施設（以下「給油取扱所等」という。）とする。
 - a 給油取扱所
 - b 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
 - c 地下タンク貯蔵所
 - (イ) 単独荷卸しの対象となる危険物
 - 単独荷卸しを行うことができる危険物は、次に掲げる危険物とする。
 - a ガソリン
 - b 灯油
 - c 軽油
 - d 重油
 - イ 給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件
 - 給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸し

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

を行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適正に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

(ア) 関係者（石油供給者、運送業者、給油取扱所等の所有者等）の実施する事項

a 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者は、次の事項を実施すること。

(a) 単独荷卸しの仕組みを構築するために必要な次の事項を定めること。

① 単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件

② 給油取扱所等及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備（別添1参照）

1) 安全対策設備の内容（種類、性能）

- ・コンタミ※1防止装置
- ・過剰注入防止設備
- ・タンク貯蔵量表示装置
- ・照明設備
- ・防災設備

※1 異なる油種を誤って地下タンク又は地下貯蔵タンク（以下「地下タンク等」という。）に注入すること

2) 安全対策設備の維持管理方法

3) 安全対策設備の設置状況の把握方法

③ 単独荷卸しに係る作業の内容（荷積み作業及び荷卸し作業）

④ 運送業者が行う教育訓練の内容（別添2参照）

1) 乗務員に対する教育訓練

- ・単独荷卸しの仕組み
- ・給油取扱所等の設備
- ・荷積み作業（通常時、事故発生時）
- ・荷卸し作業（通常時、事故発生時）

2) 運送業者の荷卸しについて責任を有する者（以下「運行管理者」

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

という。)に対する教育訓練

- ・上記1)に掲げる事項
- ・適切な運行管理
- ・災害発生時の対応

⑤ 乗務員が単独荷卸しについて必要な知識及び技術を有することを証明する書類の様式

⑥ 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）及び給油取扱所等の所有者等に対する指導内容

(b) 石油供給者にあつては、単独荷卸しを行う運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）に次の事項を実施させること。

自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者に単独荷卸しを行うことが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育を受けた乗務員に、単独荷卸しを行うことが可能な給油取扱所等において、単独荷卸しを適切に実施させること。

b 運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、また、自ら単独荷卸しを行う運送業者は、自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、それぞれ次の事項を実施すること。

(a) 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。

(b) 単独荷卸しを行う乗務員に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、事故発生時の対応を含めた荷積み及び荷卸し作業に関する教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な知識及び技術を有することを証明する書類を交付すること。（別添2参照）

(c) 運行管理者に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応について教育訓練を行うこと。（別添2参照）

(d) 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の教育訓練を受けている乗務員に、前記（b）に規定する証明する書類を携帯させて、単独荷卸しを行わせること。

(e) 運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること。

c 給油取扱所等の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、次の事項を実施すること。

(a) 単独荷卸しを安全に行うための移動タンク貯蔵所の停車・作業場所を同一事業所内に確保するとともに、適切に管理すること。

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

- (b) 給油取扱所等の単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
- (c) 給油取扱所等の危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者。以下同じ。）及び従業員に対して、単独荷卸しの仕組み、単独荷卸しに係る安全対策設備、単独荷卸しを行う場合の連絡体制及び災害発生時の措置について教育訓練を実施すること。（別添2参照）
- (d) 給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して、営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合に必要となる作業・役割について教育を実施すること。
- (e) 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
- (f) 単独荷卸しを実施する運送業者に対して、給油取扱所等の設備、移動タンク貯蔵所の停車・作業場所等について情報提供する体制を構築するとともに、給油取扱所等の危険物保安監督者と運行管理者との連絡方法について調整すること。
- (g) 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

ウ 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては次のとおりとすること。なお、予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあつても、下記に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。

(ア) 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

- a 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第60条の2第1項第4号関係）
- b 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。（規則第60条の2第1項第5号関係）
- c 単独荷卸しの実施に関すること。（規則第60条の2第1項第7号関係）
- d 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。（規則第60条の2第1項第11号関係）
- e 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）
- f 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）

（イ）給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

- a 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- b 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
- c 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

（ウ）予防規程の審査に際しての留意事項

次の事項に留意するものであること。

a 予防規程の審査

給油取扱所等の予防規程の審査においては、上記（ア）及び（イ）に掲げる内容が適正であることを確認するものであること。

b 給油取扱所等の確認

予防規程の審査の際に、必要に応じ、給油取扱所等の状況を確認すること。

エ 安全対策設備の設置に係る手続

別添1に示す安全対策設備を給油取扱所等または移動タンク貯蔵所に設置する際には、変更許可の手続が必要となる場合があるので留意すること。

ただし、当該設備については、事前に資料の提出を求め、変更工事の内容が消防法第10条第4項の技術基準と関係がない場合又は技術基準の内容と関係が生じるとしても保安上影響を及ぼさない軽微なものである場合には、変更許可の手続を要しないものとして差し支えないこと。

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

別添 1

単独荷卸しに必要な安全対策設備

1 コンタミ防止装置

コンタミ：GSなどで、ローリーからタンクへ、タンクから車両への「誤給油」、
「油種混入」すること。「コンタミネーション(contamination)」の略

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と地下タンク等（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものである。ただし、移動タンク貯蔵所と単独荷卸しの対象となる施設（灯油を一般の人に販売するものを除く。）の地下タンク等（単独荷卸しを行う注入口付近に対象外の注入口が併置されているものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱う油種がいずれも単一で、かつ、同一である場合は、設置しないことができる。

（1）コンタミ防止機能

ア 有効にコンタミを防止できるものであること。

（ア）移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物の種類を荷積みの段階から正確かつ容易に把握できるものであること。

（イ）荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類を正確かつ容易に把握できるものであること。

（ウ）移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物と荷卸し先の地下タンク等に貯蔵される危険物の種類が一致する場合にのみ、当該槽の底弁等が開き荷卸しが行えるものであること。

（エ）申請された油種相互のコンタミを防止できるものであること。

イ コンタミ防止機能を停止する機能を有する場合には、次のとおりであること。

（ア）停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

（イ）コンタミ防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握することができるものであること。

（2）操作性

ア 操作性

乗務員1人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

（3）信頼性

ア 強度

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

使用時、車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

2 過剰注入防止設備

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、地下タンク等に設けられる機器のみから構成されるものと移動タンク貯蔵所及び地下タンク等の両方に設けられる機器で構成されるものがある。

（1）過剰注入防止機能

ア 地下タンク等への危険物の過剰な注入を有効に防止することができるものであること。

イ 過剰注入防止機能を停止する機能がある場合には、次のとおりであること。

（ア）停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

（イ）過剰注入防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握できるものであること。

（2）操作性

ア 操作性

乗務員1人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

（3）信頼性

ア 強度

荷卸し時及び車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

3 タンク貯蔵量表示装置

地下タンク等内の危険物の量を自動的に表示する装置であり、地下タンク等に設けられるものと移動タンク貯蔵所に設けられるものがある。

（1）表示機能

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

地下タンク等内の危険物の量の変化が荷卸し中に随時確認できるものであること。

（2）設置場所

移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際に容易に表示内容を確認することができるよう、地下タンク等へ設ける場合にあっては注入口の近傍に設け、移動タンク貯蔵所等へ設ける場合にあっては吐出口の近傍に設けること。

4 照明設備

（1）機能

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られるものであること。

（2）設置場所

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られる場所に設置するとともに、当該照明設備のスイッチは運転手が容易に操作できる場所に設けること。ただし、次に掲げるいずれかの照明設備は、スイッチを設けないことができる。

ア 無線通信等により、照明が自動点灯するもの。

イ 24 時間営業の給油取扱所等において、照明が常時点灯しているもの（単独荷卸しの作業を行う場所において必要な照度が得られる場合に限る。）

5 防災設備

（1）機器の種類

ア 給油取扱所等の見取図

単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口又は、タンク直上式注入口の位置等）、単独荷卸しに必要な設備の位置を明示したもの

イ 消火器

B 火災用の能力単位の合計が 10 単位以上となるもの（本数は 1 本又は 2 本とし、給油取扱所等又は移動タンク貯蔵所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）

ウ 乾燥砂又は油吸着材

乾燥砂 25 kg 以上（使いやすいようにバケツなどに小分けしたもの）

油吸着材 漏れた危険物を有効に回収できる量であって、かつ、25 kg の乾燥砂と同等以上の効力を有する量以上とすること

エ 緊急用電話

消防機関等に連絡できるもの

オ 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所等の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したもの

（2）設置場所

ア 事故発生時に容易にかつ安全に使用することができる場所に集合させて設置すること。

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

イ 上記（１）ア、エ及びオについては、給油取扱所等の防火塀又は建築物の外壁等に設けられた耐候性等を有する箱（自立型のものを含む。以下「コントロールボックス」という。）に収納されていること。ただし、次に掲げるいずれかの緊急用電話は、コントロールボックスに収納しないことができる。

（ア）乗務員の携行する携帯電話（運送業者等において組織的に管理され、常時使用できるものに限る。）

（イ）24 時間営業の給油取扱所等の事務所等内に設置される常時使用可能な固定電話

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

別添2

給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練

1 教育訓練の実施主体

運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、また、自ら単独荷卸しを行う運送業者は、自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、それぞれ適切に、乗務員及び運行管理者に対して教育訓練を実施するものであること。

また、給油取扱所等の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、適切に、当該給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して教育訓練を実施するものであること。

2 教育内容

（1）一般的事項

- ア 単独荷卸しの仕組み
- イ 給油取扱所等の施設・設備の構造について
 - （ア）各種コンタミ防止装置
 - （イ）過剰注入防止設備
 - （ウ）タンク貯蔵量表示装置
 - （エ）照明設備
 - （オ）防災設備
 - （カ）タンク注入口の識別方法

ウ 単独荷卸しの作業手順について

エ 異常時の対応方法について

（2）個々の給油取扱所等に係る事項

- ア 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所
- イ 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の道路状況（非営業又は非作業中における単独荷卸しにおいて、移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の交通状況、給油取扱所等周辺の地勢等）
- ウ 給油取扱所等の必要資機材の配置図等（給油取扱所等の防災設備等の配置位置等）

3 訓練内容

（1）単独荷卸し作業訓練（模擬設備あるいは給油取扱所等の施設）

（2）災害時の対応訓練

- ア 消火器の使用方法（オイルパン等の油火災を実際に消火する。）
- イ 乾燥砂等、油吸着剤等による漏えい拡大防止方法
- ウ 災害時における消防機関等への通報要領（単独荷卸し先の給油取扱所等名、住所等を正確に通報できるようにする。）
- エ 単独荷卸し作業異常時の対応（過剰注入防止設備の作動時、コンタミ防止装置の

第2章 申請手続き及び方法

第7節 予防規程制定（変更）認可申請

異常作動時等の対処)

4 教育訓練の対象、内容、時期及び周期

(1) 単独荷卸しをはじめて行う場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
はじめて単独荷卸しを行う乗務員	上記2及び3の教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施

(2) 単独荷卸し方式、給油取扱所等の対象が変わった場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
単独荷卸しの経験はあるが、これまでに経験のない方式による単独荷卸しを行う乗務員	上記2（1）及び3（1）及び（2）エの教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施
同一方式の単独荷卸しの経験はあるが、当該給油取扱所等においてはじめて単独荷卸しを行うこととなる乗務員	上記2（2）、3（1）並びに（2）ウ及びエの教育	単独荷卸し業務を行う前に実施

(3) 定期に実施する技能の水準を確保するための教育訓練

対 象	内 容	時 期	周 期
単独荷卸し業務に従事している乗務員	上記2（1）及び3の教育訓練	運行管理者が立案する年間計画による時期	3年に1回以上実施
単独荷卸しを行う運送業者の運行管理者	上記2の教育	石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期	3年に1回以上実施
単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員	上記2の教育	石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期	3年に1回以上実施